

○議長（中西峰雄君）次に、順番12、8番 岡本君。

〔8番（岡本昌次君）登壇〕

○8番（岡本昌次君）議長の許可を得ましたので、通告どおり一般質問をさせていただきます。

その前に、今お配りいたしましたクマの出没のときの写真を回していただきましたので、ご参照ください。

えらい時代がやって来ました。クマが現れた。まあ言えば、橋本市も近いうちに観光の動物園になるんじゃないかと、クマにシカにアライグマに、たくさん出てきまして、とるよりか動物園にしてはどうかとこのように思うんですが、それはさておいて、この季外のクマの出没について質問させていただきますが、その前に平成22年、今年10月22日に、読売新聞と産経新聞、毎日新聞にクマ出没と、昨年の8倍、56件というような新聞が出ましたので、少ないですけど、まずこれを追って読んで、それから質問に入らせていただきます。

まずは、読売新聞のことで、こう書いてあります。全国で、クマの出没が急増している。その中、県内でも今年度に入って、21日までに2009年度1年間の8倍となる56件の出没が報告されている。このことが、県のまとめでわかった。2008年、2009年度は、1頭もなかったわなによる捕獲も、今年度既に2頭に上がり、21日にも九度山町でイノシシ用のわなにかかっているのが見つかった。非常に今年は夏が暑かったので、出てきたという理由は、猛暑でえさのドングリなどが不足となったため、えさを求めて人家近くに下りてきている。

そして、県では警戒を呼びかけていると、これには書いてある。そして、今度は、本当に九度山でわなを壊し、逃走ということで、書いてあります。これは、10月21日午前7時頃、九度山町北又で、畑に設置してあったイノシシ用のわなに、体長1mの雄のツキノワグマが入っているのを近くの男性が見つけて、橋本署員らが駆けつけたが、約2時間半後、クマはわなを壊して山へ逃げたと、こう書いてある。

県自然環境室によると、県内でのツキノワグマの出没件数は、2008年度が25件、2009年度が7件だったが、今年4月から10月21日までに56件出没、場所では、田辺市19件、日高川町では13件などとなっている。これは、イノシシ用のわなに誤ってかかるなどし、捕獲されるケースは3年ぶり、21日に九度山町で逃げ出した以外にも、6月3日には日高川町猪谷地区で、体長1.1mの雄がくくりなわにかかり、今年9月には印南町川又地区で、1.2mの雌がくくりにかかったと。こういうような件数が出ておるんですけども、この現れたツキノワグマは、非常に凶暴な動物でありまして、驚くと人間に押しかかってきます。

そこで、私はこの新聞を読みまして疑問に思ったのは、ちょっと飛びますけれども、産経新聞では、警察などに通報した、麻酔銃を打って山に放つ予定だったが、専門業者が到着する前に、クマは鉄製の格子を壊し、開け、逃げ出したと、こう書いてあるんです。

これから質問に入るんですけども、たまたまイノシシ用のわなにかかっておってよかったです。これが、いきなり人里のほうに現れてきて、年寄りの、この北又というところ

は山間部でございますけども、ここで現れてきたらどうするかということで、質問に入らせていただきます。

クマは、林業被害のために駆除されたが、1994年以降、猟銃による捕獲が禁止されているんです。その前はよかったですけど、1994年からは捕獲が禁止されている。さて、どうするかというと、捕まえて山に逃がしなさいということですね。そうすると、この2時間半、麻醉銃を打つのを待っておったのですけど、そのときに、たまたま2時間半の間に、壊して山へ逃げてくれたからよかったですけども、これが、果たして逃げなかったらどうなるかということでございます。

それで、1番の質問でございますが、クマが出没したとき、市としてはどのような手だてを考えておりますかということです。

また、2番目には、麻醉銃は和歌山県にありますか。麻醉銃でも、小さな吹き矢の麻醉銃はあるんです。それは、保健所に行ったらあるんですけども、たまたまおりの中においたら、近くで吹けばいいんですけど、わあっと現れてきたときは、そんなもんでとってこないですね。何十m先で打たなあかん。自分が危ないですわな。そういうことです。そして、麻醉銃が和歌山県にありますかということですけども、あるとなると何丁あるんでしょうか。

そして、3番目には、ないのならば、市での保持を考えてもらってはどうですか。

また、4番目には、保持する保管場所ですが、市での保管はできるかな。というのは、夜、市役所の職員は帰っておりません。そこで、あるいは警察のほうで、ここは24時間駐留しておりますので、そこへ預けてはどうかということでございます。

これに、いろいろと質問の答えを聞いてみたらでなければ答えは出ませんが、一つの

問題はこれで、出没のことはこれでございます。

そして、私の質問はもう一点、数年前、私はこれでもう3回目でございますが、都市計画道路西の島伏原線の整備についてということでございますが、これは前回の答弁で、建設部長のほうからは、都市計画区域の一元化、橋本市長期総合計画の策定、橋本市都市計画マスタープランの策定の手続きを行い、路線の整備手法並びに法線変更及び整備優先順位を決定し、整備することとなっておりますことでしたが、今現在、整備順位はどうなっておりますか、お答えください。

そして、2番目に、現在土地買収済みの箇所の道路の完成はいつしていただけますかということです。

そして、3番目には、未買収の土地、まだ買収から東へ200mの場所があるんですけど、この土地は田でございますが、この土地を1日も早く買収手続きをして、道路完成につけてくださいということでございますが、これは、次に2回目からの質問に入りますが、以上の2点だけを私の一般質問にさせていただきます。第1回目の質問を、これで終わらせていただきます。よき答弁をお願いいたします。

○議長（中西峰雄君）8番 岡本君の一般質問に対する答弁を求めます。

経済部長。

〔経済部長（岡松克行君）登壇〕

○経済部長（岡松克行君）クマ出没に対する市の対策についてのご質問にお答えいたします。

クマ出没の対策については、平成18年4月、和歌山県が作成したツキノワグマ保護管理指針、これは出没対応のガイドラインでございますけれども、に沿って対応することとなっております。

ガイドラインでは、県、警察、猟友会と連携の上、人身被害の可能性がある場合及び農林産物に対する被害のおそれがある場合は、原則としておりにより捕獲し、その後放獣することとなっています。

また、人身被害が発生し、または人身に危険が迫るおそれのある場合は、県、警察、市の関係機関で協議し、捕獲または殺処分の決定を行います。

わな等狩猟行為において、クマを誤って捕獲した場合についても、県、警察、市の関係機関で協議し、放獣または殺処分の決定を行います。

近隣住民の方には、防災行政無線を利用して、クマの出没についての注意喚起を行い、被害の防止に努めています。

次に、麻醉銃は、和歌山県内では、県の動物愛護センターと白浜アドベンチャーワールドが保持していますが、いずれもその敷地内での使用を目的として保持しているのみであり、外へは持ち出せないこととなっています。

麻醉銃の保持につきましては、獣医師の免許と銃器の免許の両方の資格が必要であり、市では保持は困難であります。保持する場合の保管場所につきましては、先ほど申し上げましたとおり、獣医師免許の問題に加えまして、24時間厳重に管理する体制を要します。

したがって、警察署での保管につきましても、保持するための獣医師免許の問題がありますので、保持されていません。

クマの出没時に、麻醉銃が必要だとなった場合には、県が委託契約を結んでいる兵庫県内の業者に依頼し、対応しています。

ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（中西峰雄君）建設部長。

〔建設務部長（松浦広之君）登壇〕

○建設部長（松浦広之君）都市計画道路西の島伏原線のご質問にお答えします。

議員ご承知のとおり、和歌山県により都市計画道路のうち未着工となっている路線について、廃止も含めて全面的に見直す方針が示され、県では現在見直し作業中です。

見直しは多岐にわたるため時間がかかっており、当該路線についても、県からの具体的な方針は示されていませんが、市の方針は平成21年6月定例会において、岡本議員のご質問に対し、当該路線については廃止をしていきたいとの答弁をさせていただいています。

今後、県の見直し結果を受けて、市としての最終判断を行っていきたく考えておりますので、ご理解のほどよろしく願います。

以上です。

○議長（中西峰雄君）8番 岡本君、再質問ありますか。

8番 岡本君。

○8番（岡本昌次君）1番から順次質問に入らせていただきます。

今答弁をいただきましたが、この麻醉を打つのは医師、猟友の人ですけれども、医師が猟銃の免許を持つのが一番良いと、このように思いますけれども、なかなか不可能な話。

それで、先ほど質問しましたが、麻醉を打とうと思って待っておった。それが、2時間半かかったんだ。それが幸いに、おりを破って、壊して、逃げてくれた。これが、幸いだと思うんです。

これが、人里にばあっと現れてきて、人にかかったら、2時間半じゃなくして、今部長も言われましたけれども、和歌山県にはそういう白浜アドベンチャーワールドしかないんだと、それは持ち合わせできんのと。

あるのは兵庫県と言いましたね。兵庫県に、あるそうです。兵庫県から借りてくるのに、どのようにして運んでくるかということです。自衛隊のヘリコプターで来るのか、それとも電車で来るのか、自動車で来るのか。来とる

間にどうなるんだ。新聞は新聞で、これでいいんですけどね。これは、こういう緊急事態ですよ。

私が最初に言いましたように、えらい時代が来たと言うた。私は、これの話も本当にえさがないからだけじゃないんですよ。これは、暖冬、今は暖かいですね。アライグマはそうですけど、クマですけども、クマは越冬するんですよ。なかなか今は越冬しません。だから、年中現れてくると、想定しなければなりません。

だから、1日も早く県のほうへ申請いただいて、これは市では保管ができない。警察へ置いとくのもできない。誰が保管するんだということを、お聞きしたいですね。知事のほうから、県のほうでは指示はしていただけると思いますけれども、保管場所が下手をすれば銃刀法にひっかかりますから、でも一番いいのは警察じゃないかと私は想像して、言わしてもらったんですけども。これは、もう緊急を要することです。

例えて、アライグマは年に2回産んで、1回に5頭も6頭も産むんですけども、クマは1頭ぐらいいしか産みませんがね。でも、動物が、その動物だけじゃなくて、これは猫や犬じゃないんですから。

これの写真も見てもうたけど、シシは突進は強いけども、クマは横に引くのが強いんですよ。人間の100倍ぐらい力がある。まあ、見てもうてください。肉球の裏はこんなんですよ。

これが、たまたまそのおりにおったからいいけども、至るところに出てきたらどうします。それが、今のところでは、1994年からは打ってはならないんだ。捕獲して、山へ逃がしなさい。これ、かわいらしいことを言ってますな。そうでしょう。こんなこと言うておれませんか。

まして、田辺のほうも出るけども、ここらは昔はくぬぎやドングリが多かったんですよ。今、全然ないんですよ。だから、山林の被害と言いましたけれども、これから農作物、柿、そういうものも果樹園が台なしになってきますよ。

だから、これは1日の早く県のほうへ申請していただけるのか、その点、部長さん、お聞かせ願います。

○議長（中西峰雄君）経済部長。

○経済部長（岡松克行君）ただ今のご質問でございますけれども、確かにツキノワグマにつきましては、クマ自身は大変臆病な動物と聞いておりますけども、ぱっと鉢合わせしたとき、そうになったら大変危険な動物に変貌すると聞いております。

その中で、今、クマ出沒に対してですけども、それにつきましては、出沒情報が入ったら、即県のほうへご報告させていただいて、県と警察との協議になりまして、県のほうが主体性を持った中で、市もそれについて対策を取っていくという形になるかと思っております。

それで、今言われた麻醉銃の保持につきましては、県のほうが和歌山県の中ではない中で、新聞にも載っておりますけども、神戸市の野生動物保護管理事務所に委託した中で、和歌山県橋本市の場合でしたら、向こうのほうから2時間程度かけた中で来ていただくというような形で、今言われたように2時間という時間がかかなり長い中で、危険性が伴うということも言われている意味はわかるんですけども、県の対応の中でそういう形になっておりますのでご理解をよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（中西峰雄君）8番 岡本君。

○8番（岡本昌次君）ありがとうございます。

できるだけ早いこと、それを望んでおりますけれども、その説明を聞きましても、なん

と手ぬるいなと、情けない。

10年前に、私もこのアライグマのことでやりましたけども、捕獲してもよいが、殺してはならない。どうするかというと、クマと同じだから離しなさい。今はもう10年たって、シシにしろシカにしろアライグマでも、殺しなさいとなっておりますけれども、動物が動物だけでまだ安心だけど、こういう作物がいかれた、果樹がいかれた、野菜がいかれたいうなどはいいんですよ。人里で現れてから、そうなったら警戒線を引っ張って、山におけるやつは追い払ってもいいですけど、里へ来たら、ばんって打つと、そういうふうなことを、橋本市は考えておらなければ、他の市じゃないんですから、橋本市は橋本市、隣の県の奈良県五條市も近いんですから。越冬しないのだから、もう恐らく至るところに出てきます。

それで、お願いしたいのと、新聞にも書いてありますけど、今は猟期が半月間早くなって、前々は11月15日から2月15日までは猟期があったけども、今は11月1日から2月いっぱいとなっておりますが、この間に、現れた、すぐ来てくれと言ったら、そういう鉄砲の持っている方なら来ていただけますけども、合いの3月や4月だったら、さあ来てくれと言ったかて、来てくれません。なぜかと言いますと、猟へ行きたくないから。

そうなれば、県の人市、市長から県へ行って、警察行って、もう手続きに往々かかって、人は死んでしまいますわ。そうでしょう。それを、いかに早く市長権限でできるという、打てると、それを早いことしたったもらえるようお願いしたいと思っておりますが、よろしく申し上げます。これは、要望で結構でございます。

それで、次の2番目でございますけれども、前々から、今部長さんからもお答えいただきましたけれども、この土地のことですけれども、

私は本当言うたら、もう道路みたいな要りません。言いたいです。

なぜかと言うと、昭和18年頃からですけども、この道路を考えた時分は産業道路だったんですね。今、もう産業はがたがたです。だから、この道路は今度は住民道路として申請してほしい。今言われましたように、都市計画、県もこれだと。アウトだと私も願っておるんですわ。

なぜならば、前に話をしましたけども、この道路が、今できるところが11mあるんです。完成じゃないんですよ。それが、もうあと200m、橋の向こうまでつけてほしいと言うとるんですけど、都市計画道路になれば、今はもう11mだめですよ。歩道をつけやないかんから、15mか16mですわ。そういう道路は、本当は要らないんですけどもね。だから、もう廃止になって、市単独で動けるようになったほうがいと、私は思うんです。

それで、なぜ私がこう申しますかと言いますと、10月のある日、住民の方からいっぺん岡本君現場へ来てくれと言われてましてね。行きました。そうすると、想像してもうていいんですけども、応其小学校から北向いては広い道ができています。その途中から東向いて計画しとる道が、私の説明の道でございますけども、東向いて100mあましはつくってある。擁壁までしてあるんです。せやけど、道はいつこもできてません。

そこへ、その道路に入るなどいって、市から柵じゃないんだけど、ロープが張ってあんねん。それが、なぜ住民がわしに来いというかということ、ここからはじめです。

百何mのできたところから、東向いてのあと200mの田んぼの持ち主が田へ行くのに、耕運機を持っていくのに、縄を張ってあるんですよ。それは、行くなということ。入るなということ。

だから、どうして行くかというのと、その東向いて行く北側の家の門を通過して行かせてもらうんですな。そして、その200mのところから、橋をかけて田んぼに行っていると。

その真北の持ち主から言われましたんですよ。何て言われたかというのと、岡本君、わしも今まで織物のシャーリングというのを昔からやっていたんです。それが、景気が悪いから僕のうちも廃止になって、わしも年いって、今医者通いやった。リハビリしてんね。それはいいんだけど、もう工場がやめたんで、あこをあんまり通ってもらいたくないんです。

なぜだと言ったら、子どもが跡を継がんねん。姓は継いでも、遠くいっとなるので継がんねん。だから、わしが亡くなったとき、ここを通過してもらったら、裁判ざたになるやろ。なぜよと、ちょっと話したら、知っとなるんですな。3年間道路として使ったら、近所の署名で認められたら、道路になるのちゃうんか。それも可能性あるはずやと言ったんですけどね。

だから、この広い道があるんだから、そこをせめて通れるようにしてくれと、あのロープはなぜ張ったんだというのと、あの道の端に居酒屋があるの。それを、晩に飲むんですと。だから、その市の道路へ車が置いてあるんだ。帰りしなブーと音が鳴るんだ。今度、その真南の家の人がうるさいんだ。だから、うるさいから、その人が恐らく市へ通行ささんようにしてくれと言われたので、縄を張った。それはわかるんですわ。

だから、その道の北の家の人のどこか南へ2mなりあけてもらって、それから向こうへせめてものバラスなんぞ敷いていただいて、完全な道じゃなくとも、つらいちにしてもうて、してもうたら問題ないと思いますわ。だから、そのように、ここに一番目には、道路にあわせて書いてあるんです。だから、道路を完成

させてくれというのは、そういう意味です。住民がそのように言うとする。

それと、今度未完成の土地、そこから東へ200mほどある土地を、あの土地の持ち主が2、3軒、わしとこの端に来まして言うのには、どのように言うかと言ったら、これができた道をつくるのに、東まで道路がつくるので、ものを建てらんといってくれと言われたと言ってます。そりゃそうやろ。小屋なり家なり建てらんといってくれと、それを言われとんねけども、わしらも年寄りで、この土地を人に貸しとんねやと。だから、わしらが亡くなって、子どもがもうおやじ売れ、売れと言うねん。わしが売られてら、買うた人がそこへ小屋でも建てられたら、わしらからこれはまた困るんじゃ。だから、市も困れへんかい。困らへんねやったら、もう道がつくらんというんやったら、そりゃ結構です。ちょっと待ってくれということがあって、私がこうして質問させてもらうんですよ。

それが、今、住民道路となれば、もう5mか6mの道幅があればいいんですよ。でも、その持ち主は、1反というはおかしいけど、1,000㎡ほどあるんですな。そこで、1枚だけでも5mか6mならば、面積にすりゃしれとるんです。今度売る場合、あとの残りは売れても、道路のそこだけ、それを組にしたらなあかんわな。

それを、この2番目の質問に、未買収の土地を買ってあげてくれというのは、それなんです。市も、もうしないよと言うのなら、それで、私も地主にそのように言うて、これは売ってくれても結構です、小屋を建ててもうても結構ですと言いますけれども、だから、私が最初に言って、皆さんは笑いましたけど、道は要らないよというのはそれですよ。というのは、幅2mあましのできとるとこの道は、せめてバラスの敷いてもらって、あこの農家の

人が行けるようにだけとしていただきたいんですけども、建設部長、どうでしょう。早急にしたいだけですか。

○議長（中西峰雄君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）ご質問をちょっと整理させていただいて、ご答弁させていただきますと思います。

まず、県の方針が、平成21年6月議会にお答えしてまだ実は出ておりませんということ、冒頭答弁させていただきました。これは、県下的に都市計画道路の廃止ということを各市町村でばらつきがあってはいけませんので、まず県の方針が出て、それを受けて本市が決定をするというところで、本市としては、この道路については廃止ということで答弁しております。

ということで、一刻も早く都市計画道路上の道路を廃止して、まずこの土地利用をフリーにすることが先決かなということになります。そういうことで、都市計画道路から廃止されました段階で、初めてこの従前買っておりますこの土地の跡地利用というふうになると思います。

その中で、ただ今ご質問の田への入り口ということなんですけども、若干買った年代が古いもので、詳しいところまでわからなかったんですけども、当時買収したのはいわゆる農地で、2筆ほど買収しております約1,300㎡、ただし、いわゆる里道ですとか農作業用の道路については買収もしていませんので、議員おただしの田への入り口というのは、果たして当時どこから入りしとったかなというところをちょっと調査する必要があるのかなと思います。

ただし、万が一そういった中でお困りであれば、この跡地利用が定まるまでの間であれば、通行権云々というそういう権利が生じないような形態であれば、暫定的にある程度は

一時お使いいただくことも可能かなと、ただし、これは現地調査ともう少し詳しく調べてみるとわかりません。

ということで、農地への出入り口については、まずは計画決定から外して、跡地利用という中で検討させていただいた上、方針を決めさせていただきたいと思いますので、今すぐ通す云々というお答えに関しては、ちょっと答弁できませんので、ご理解いただきたいと思います。

それから、この東側の土地についてでございます。都市計画決定を打っておりますと、当然建物の制限等が加わってまいります。通常でしたら、木造の2階建て等は十分建つんですけど、やはり制限が加わっておることは事実でございますので、この点につきましても、やっぱり土地利用という観点からは一刻も早く計画決定を外すべきであろうというふうに考えております。

その前提で、新たな道ということになりますと、ここだけが特別ということではなくて、一般的な新設道路という中で、白紙の状態から考えていく必要があるのかなと。本市におきまして、市単独工事で新設道路をします場合は、一般的には用地については無償提供でお願いしたいということでない、現実的にはなかなか進まない事態もございますので、そこらあたりは、また白紙の状態から議論させていただくというふうになるのかなと思います。

ちょっとご質問にきちっと答弁できたかどうかわかりませんが、そういうことでご理解いただけたらと思います。

○議長（中西峰雄君）8番 岡本君。

○8番（岡本昌次君）新設の道路については、ひとつまた検討させていただいて、県のほうの方針が決まったときからで結構でございますけども、今現在できているその土地を農家の

人が耕運機を通っていけるようにだけはしてあげてほしいなど、ちょっとバラスを入れていただいて、そして道の11m間のロープを、せめて3mほどの短くしてもうたら、いけると思いますけども、それだけ要望しておきまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長(中西峰雄君) これをもって、8番 岡本君の一般質問は終わりました。

この際、3時40分まで休憩いたします。

(午後3時27分 休憩)